

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年八月十五日

指令川建セ第二八〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十二日

川建セ第二八〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字六丁千四百三十七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市志多町三番地四

内田 裕介